

# 付帯契約約款

## 【市場連動プラン】

2025年4月1日

株式会社ユーラスグリーンエナジー

## 目 次

第 1 条	適用期日 .....	3
第 2 条	定義 .....	3
第 3 条	適用条件 .....	3
第 4 条	常時供給電力 .....	4
第 5 条	予備電力 .....	6
第 6 条	自家発供給電力 .....	6
第 7 条	本約款の変更または廃止 .....	8

この付帯契約約款【市場連動プラン】（以下「本約款」といいます。）は、当社との電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）および当社の小売供給約款【高圧・特別高圧】（以下「小売供給約款」といいます。）に基づき電気の供給を受けるお客さまのうち、市場連動プランを適用することを当社と合意したお客さまに対して当社が電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

なお、お客さまは、当社が電磁的方法（当社が開設する指定ウェブサイトに掲載する方法、またはお客さまがあらかじめ指定した電子メールアドレスに電子メールを送信する方法を想定します。）を用いて、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項を提供することについてあらかじめご承諾いただくものとし、本約款中当該事項にかかる部分についても当該電磁的方法を用いて提供することをご承諾いただいたものとし、ます。

## 第1条 適用期日

「本約款」の内容は、年月日から適用されます。

## 第2条 定義

### 1. 用語の定義

本約款に別段の定義がある場合を除き、本約款の用語は小売供給約款において定義されるのと同様の意味を有するものとし、ます。

#### (1) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の運営するスポット市場に関して、卸電力取引所がお客さまの需要場所の属する供給区域のものとして公表した30分毎の約定価格をいいます。なお、何らかの事情によりエリアプライスが公表されない場合には、託送供給等約款において適用される供給区域の該当時間帯におけるインバランス料金を用いることといたします。

#### (2) 損失率

当該一般送配電事業者が託送供給等約款に電圧毎に定める値といたします。なお、当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にもとづき、料金が計算されるものとし、ます。

## 第3条 適用条件

本サービスは、当社とお客さまとの間で本プランの適用を合意した場合に適用されま  
す。

1. 適用対象

電圧 高圧・特別高圧（法人）のお客さま

2. 適用対象エリア

全国(離島を除く)

#### 第 4 条 常時供給電力

小売供給約款の定めにかかわらず、常時供給電力の 1 か月の料金は、以下の方式で算定  
した基本料金、電力量料金（その他、電気需給契約書で定める場合は当該料金）を合計し  
た金額とします。

1. 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、常時供給電力の契約電力と当該一  
般送配電事業者が託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービス、または特別高  
圧標準接続送電サービスにおける接続送電サービス料金のうち、お客さまの契約種別  
に応じて適用される契約電力 1 キロワットあたりの基本料金（以下、本項において単  
に「基本料金単価」といいます。）、および力率から以下の算式により算定される金額  
とします。

なお、当該一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、基本料  
金単価の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の託送供給等約款にも  
とづき、基本料金が計算されるものとします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合（予備電力によって電気を使用  
された場合を除きます。）、以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

2. 電力量料金

電力量料金は、以下の計算式からなる市場連動料金と託送従量料金と固定従量料金  
を合計した金額といたします。

(1) 市場連動料金

お客さまの 30 分毎の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、30 分毎のエリアプライスを乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計といたします。ただし、需給契約において、市場連動料金単価(お客さまの 30 分毎の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、30 分毎のエリアプライスを乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計を、お客さまの月の使用電力量をエリア損失率で修正した値で除した値のことをいいます。)の上限単価が定められており、かつ市場連動料金単価がその上限単価を上回る場合には、お客さまの 30 分毎の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、上限単価を乗じた金額の合計といたします。市場連動料金単価の下限単価が定められており、かつ市場連動料金単価がその下限単価を下回る場合には、お客さまの 30 分毎の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、下限単価を乗じた金額の合計といたします。

$$\text{市場連動料金} = \Sigma \{ (\text{お客さまの 30 分毎の使用電力量}^{*1} / (1 - \text{エリア損失率}) )^{*2} \times (\text{30 分毎のエリアプライス}) \times (1 + \text{消費税率})^{*3} \}$$

市場連動料金単価が需給契約で定めた上限単価を上回る場合

$$\text{市場連動料金} = \Sigma \{ (\text{お客さまの 30 分毎の使用電力量}^{*1} / (1 - \text{エリア損失率}) )^{*2} \times (\text{上限単価}) \}$$

市場連動料金単価が需給契約で定めた下限単価を下回る場合

$$\text{市場連動料金} = \Sigma \{ (\text{お客さまの 30 分毎の使用電力量}^{*1} / (1 - \text{エリア損失率}) )^{*2} \times (\text{下限単価}) \}$$

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総使用電力量を 30 分単位毎で按分したものを、「お客さまの 30 分毎の使用電力量」とみなして計算いたします。

※2 お客さまの 30 分毎の使用電力量 / (1 - エリア損失率) から算出した値は小数点第 1 位で四捨五入し計算いたします。

※3 30 分毎のエリアプライス × (1 + 消費税率) から算出した値は小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

## (2) 託送従量料金

お客さまの30分毎の使用電力量に当該一般送配電事業者が託送供給等約款に定める高圧標準送電サービス、または特別高圧標準接続送電サービスにおける接続送電サービス料金のうち、お客さまの契約種別に応じて適用される接続供給電力量1キロワット時あたりの電力量料金（以下「託送従量料金単価」といいます。）を乗じた金額の合計といたします。

## (3) 固定従量料金

お客さまの30分毎の使用電力量に電気需給契約書において定められた固定従量料金単価を乗じた金額の合計といたします。

## 第5条 予備電力

小売供給約款の定めにかかわらず、予備電力の1か月の料金は、以下の方式で算定した基本料金、電力量料金（その他、電気需給契約書で定める場合は当該料金）を合計した金額とします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3%の損失率で修正したものとします。

### 1. 基本料金

基本料金は、需給開始日以降適用するものとし、電気需給契約書において定められた予備電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価}$$

### 2. 電力量料金

電力量料金は、その月の予備電力の使用電力量につき、前条第2項に基づくお客さまの常時供給電力の該当料金を適用し、常時供給分の電力量料金とあわせて算定します。

## 第6条 自家発補給電力

小売供給約款の定めにかかわらず、自家発補給電力の1か月の料金は、以下に定める基本料金と電力量料金（その他、電気需給契約書で定める場合は当該料金）を合計した金額

とします。なお、基本料金単価（使用時、未使用時）は需給契約において定めるものとします。

## 1. 基本料金

基本料金は、供給開始日以降適用するものとし、電気需給契約書において定められた自家発補給電力の契約電力とその基本料金単価から以下の算式により算定される金額とします。

自家発補給電力使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{使用時基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

自家発補給電力未使用時

$$\text{基本料金} = \text{自家発補給電力の契約電力} \times \text{未使用時基本料金単価}$$

なお、当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは、その期間における自家発補給電力の供給は、前月における自家発補給電力の供給とみなします。

## 2. 電力量料金

電力量料金は、以下の計算式からなる市場連動料金と固定従量料金を合計した金額といたします。

### (1) 市場連動料金

その月の使用条件ごとの自家発補給電力の30分毎の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、30分毎のエリアプライスを乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計といたします。ただし、需給契約において、自家発補給電力市場連動料金単価(その月の使用条件ごとの自家発補給電力の30分毎の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、30分毎のエリアプライスを乗じ、さらに消費税相当分を加えた金額の合計を、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量をエリア損失率で修正した値で除した値のことをいいます。)の上限単価が定められており、かつ自家発補給電力市場連動料金単価がその上限単価を上回る場合には、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、上限単価を乗じた金額の合計といたします。自家発補給電力市場連動料金単価の下限単価が定められており、かつ自家発補給電力市場連動料金単価

がその下限単価を下回る場合には、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量をエリア損失率で修正した値に、下限単価を乗じた金額の合計といたします。

$$\text{自家発補給電力市場連動料金} = \Sigma \{ (\text{自家発補給電力の 30 分毎の使用電力量}^{※1} / (1 - \text{エリア損失率}) )^{※2} \times (\text{30 分毎のエリアプライス}) \times (1 + \text{消費税率})^{※3} \}$$

自家発補給電力市場連動料金単価が需給契約で定めた上限単価を上回る場合

$$\text{自家発補給電力市場連動料金} = \Sigma \{ (\text{自家発補給電力の 30 分毎の使用電力量}^{※1} / (1 - \text{エリア損失率}) )^{※2} \times (\text{上限単価}) \}$$

自家発補給電力市場連動料金単価が需給契約で定めた下限単価を下回る場合

$$\text{自家発補給電力市場連動料金} = \Sigma \{ (\text{自家発補給電力の 30 分毎の使用電力量}^{※1} / (1 - \text{エリア損失率}) )^{※2} \times (\text{下限単価}) \}$$

※1 計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総使用電力量を 30 分単位毎で按分したものを、「自家発補給電力の 30 分毎の使用電力量」とみなして計算いたします。

※2 自家発補給電力の 30 分毎の使用電力量 / (1 - エリア損失率) から算出した値は小数点第 1 位で四捨五入し計算いたします。

※3 30 分毎のエリアプライス × (1 + 消費税率) から算出した値は小数点第 3 位で四捨五入し計算いたします。

## (2) 固定従量料金

お客さまの 30 分毎の使用電力量に電気需給契約書において定められた自家発補給電力の固定従量料金単価を乗じた金額といたします。

## 第 7 条 本約款の変更または廃止

1. 当社が本約款を変更する場合には、小売供給約款第 2 条（本約款の変更等）に準じます。



2. 当社は、本約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせ及び廃止日を当社ホームページに掲載するか、お客さまがあらかじめ指定した電子メールアドレスに当該事項を記載した電子メールを送信します。
3. 本約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を行う場合は、小売供給約款第2条（本約款の変更等）2及び3に準じます。